

令和6年度第1回日進市障害者自立支援協議会議事要旨

日 時 令和6年7月23日（火）午後2時～4時37分

場 所 日進市市民会館 展示ホール

出席委員

（会 場） 平澤恵美、竹内友章、林和子、新長修、牧智彦、木村文博、河端祐子、森田沙弥香、磯村有美、岩月千里、大石葉子、涌田裕一、山本かおり、岡田倫和、近藤文子、大井智治、松尾俊明、菅原淳、山村結加里、斎藤礼子（敬称略）

欠席委員 幸村和子、澤田勢津子、富田悠仁（敬称略）

アドバイザー 竹田晴幸（尾張東部圏域アドバイザー）（敬称略）

部 会 長 興梠精視（ケアマネジメント部会長）、竹内由美子（就労部会長）（敬称略）（活動報告のため出席）

欠席部会長 岡田美穂、鈴木万由子（敬称略）

事 務 局 祖父江直文（福祉部長）、高見紀子（福祉部次長兼地域福祉課長）、野村圭一（同課長補佐）、櫻木順子（同係長）、小倉懸自（同主査）、市川英子（介護福祉課長）、長原詠子（同主幹）、岩城佳寿（同係長）、鈴木敦詞（子育て支援課長）、小出佐和子（同課長補佐）、武田裕子（同係長）、小塚多佳子（障害者福祉センター施設長）、宇佐美香津美（地域生活支援センター長）、日岡由季枝（同係長）、野々山勝己（同主任）、西澤伸太郎（子ども発達支援センター相談員）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 1人

議事事項等

1 あいさつ

2 委員委嘱及び自己紹介

3 会長、副会長の選出

4 日進市障害者自立支援協議会について

5 議 事

（1）第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画の評価（令和5年度実績）について

（2）日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

（3）生活介護サービスについて

6 報 告

（1）令和5年度障害者福祉センター事業実績について

（2）令和6年度障害者福祉センター事業計画について

（3）日進市障害者自立支援協議会専門部会活動報告・今後の取組みについて

（4）にっしん障害者みらいプランについて

7 尾張東部圏域地域アドバイザーからの情報提供について

8 その他

発言者	内 容
	1 あいさつ 2 委員委嘱及び自己紹介 3 会長、副会長の選出
会 長	次第4「日進市障害者自立支援協議会について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (センター)	資料1－1、1－2用いて説明
会 長	質疑・意見があればお願いします。
委 員	(質問なし)
会 長	次に、次第5「議事」に入ります。 議題(1)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価(令和5年度実績)について事務局より説明をお願いします。
事務局 (介護福祉課)	資料2－1、2－2を用いて説明
会 長	質疑・意見があればお願いします。 ないようでしたら、私から質問してもよろしいですか。 目標3の地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の令和5年度の実績が1回となっていますが、これは1回利用者がいらっしやるということでしょうか。他の委員さんも地域生活支援拠点とは何するかと思っらっしゃると思うので、具体的にどんなケースが利用可能なのかをご説明いただきたいと思います。もしあれば、昨年度以外のケースでも結構です。もう1点、目標の7の成果指標②の令和5年度の実績が計画策定時の数値より減っているので、これは圏域での数値なので理由はわからないかもしれませんが、もし減った理由があるのであれば 教えていただけたらいいなと思いました。
事務局 (子育て支援課)	圏域での事業所数が減っておりますが、日進市の事業所が減ったわけではなく、事情はわからない状況となります。
会 長	ありがとうございます。
事務局 (地域福祉課)	地域生活支援拠点等の整備には大きく2つ目的があります。 1つは障害のある方が、親亡きあと一人で生活をしていかなければならなくなった時に慌てるということなく、あらかじめ一人でグループホームやアパートで生活できるために備えていくこと、もう1つは緊急時の対応として、数日ご家族と離れて生活をしなければならない時に、日進市としてどういう体制を整えておくかというのがこの地域生活支援拠点等の整備というものになります。 具体的には、居室確保事業という事業を行っておりまして、事業

事務局 (地域福祉課)	所に登録をいただいて、一人暮らしの体験宿泊や緊急時の宿泊を実施した際に市から報酬をお支払いするものです。また竹の山の地域生活支援センターで人材育成を行っていたり、複数の事業所の協力を得ながら先ほど申し上げた2つの目的のために体制整備を行っています。 運用状況の検証及び検討する場の開催については、体制整備にあたり何ができていて何ができていないのか評価を令和5年度のケアマネジメント部会で議論をしたということもあって1回とカウントさせていただいております。 実際に先ほどの緊急時の対応で申し上げますと、一晩過ごすところについては今7つの事業所が居室確保事業に登録いただいておりますが、日中過ごす場所は別に確保する必要があるという話もあります。 過去には、今までサービス利用が全くなかった方が急にどこかで一晩過ごさなければならなくなった時に、受け入れ事業所にその方どういう障害特性を持ち、何に配慮したらいいのかという情報を簡単にお伝えするためのシートを作って各登録事業所に流し、受入れが可能か問い合わせをする等体制を整えたりしているのが、この地域生活支援拠点の充実ということになっております。
会 長	居室確保事業業の利用者さんがいらっしゃるのかについても教えていただけますでしょうか。
事務局 (地域福祉課)	実績はないです。
会 長	ありがとうございます。使わなくても何とかなっているってことです。他の社会資源を利用して対応ができていらっしゃるということです。 皆さん何かございますか。
委 員	目標1の福祉施設入所者の地域生活への移行についてですが、概要で福祉施設に入所している障害のある人と書かれていますが、この福祉施設の意味はどの範囲までを言うのでしょうか？入所施設を指しているのでしょうか。
事務局 (介護福祉課)	こちらの記載につきましては入所施設を指しております。
委 員	わかりました。私の子供が日進市の施設に入所をしております。現実的に地域に生活に移していくということが本当に難しい人たちが入所しております。強度行動障害の方や本当に人との関わりが難しい方が入所しているので、目指すことは本当に素晴らしいことですが、目標を達成するための方策①可能な取り組み等を継続していくというのは、誰が誰に向かって行っているのかお聞きしたいで

	す。 また②の体制作りを進めることについて、施設にアンケート等を取ったり、意見聴取等をしているのでしょうか。 それから③は誰から誰に向けて、どう進めているのか見えないので教えてください。
事務局 (地域福祉課)	施設からの地域移行に関しては、ご本人様の希望や生活力、サポート体制も含めて可能であるかであり、全員が地域移行を目指すということではないと思います。ただ、この地域移行に関しては日進市だけではなく、瀬戸保健所でも一緒に取り組みを進めているものと理解をしております、コロナ前の話になりますが、愛知県の地域移行部会で地域移行に関するパンフレットを作って、病院に地域移行の周知を行っております。 それから、ご本人の意向は愛知県が3年に1回、全ての施設の入所者を対象に意向調査が行われています。 そこで地域移行の希望の回答があった場合は、給付決定している市町村に地域移行を希望しているという情報が届き、それをもとに市町村が働きかけ、ご本人との面談や施設と連携しながら、地域移行に向けて準備をしていくことになります。 今のところ日進では、今施設入所されている方で地域移行を希望されている方がいるという情報はありますが、あるようであればそのような取り組みを進めていくことになります。
委員	地域生活移行者の数値が0となっているのは、要するに3年に1回取っているアンケートで希望者がなかったということですね。
事務局 (地域福祉課)	そうですね。実際地域移行できた方は0と聞いています。コロナ前には地域移行支援のサービスを利用していた方もいますが、コロナ禍で面談等ができずに先に進めなかったということも聞いています。
アドバイザー	補足をさせていただければと思いますが、まずこの施設という考え方は制度上で施設サービスと決められている所があり、グループホームは在宅サービスに含まれるので、在宅のカテゴリに入ることになります。 地域移行支援には2つ分野がありまして、まず知的障害、身体障害の方が入っていらっしゃる、過去に更生施設や養護施設と言われていた入所施設に入られている方と、精神障害の方の長期精神科病院を対象にしたものがありますが、対象となるのは基本的に過去にご本人が全く同意なく入所入院している方で、今希望されて入所入院されている方は対象とはなりません。 もう一つは今年報酬改定がありまして入所入院されている方に病院や施設側が地域移行したいかどうかを意思決定支援するとい

	うことが決まりました。病院や施設の中で計画を立てて、具体的に地域の暮らしとは何かから説明する義務ができましたので、そういう意味でこれから始まることだと思っていただければいいかなと思います。
会 長	貴重なご意見ありがとうございます。今いただいたご意見も含めて、今後どのように自立支援協議会の中で取り組めるかを一緒にまたは今後考えていければいいかなと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
会 長	続きまして、議題（２）日中サービス支援型共同生活援助の評価等について事務局より説明をお願いします。
事務局 (介護福祉課)	資料３を用いて説明
会 長	ケアマネジメント部会で日中サービス支援型グループホームの評価をするという内容ですが、具体的には始まっておらず、まだ一つの事業所もなく今後ということになりますが、質疑・意見があればお願いします。
事務局 (介護福祉課)	共同生活援助における地域連携推進会議の設置については、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化されまして、運営基準において各事業所で設置することになっていますので、自立支援協議会で評価しなければいけないというものではないのですが、１年に１回以上運営状況を報告して必要な要望助言を地域連携推進会議で受けることになります。 その中で外部の者による評価もしくは当該評価の実施状況の公表、準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には適用しないという部分について、日中サービス支援型の評価が含まれるのか確認いたします。
会 長	ありがとうございます。地域連携推進会議に参加してもいいと言ってくれている民生委員や地域の方々のリストのような問合せ先があると便利かと今お伺いしていて思いました。 これは日中サービス支援型ではなく介護包括型とか外部サービス型のグループホームだと思うので、またご検討いただきながらやっていただくといいのかなと思います。 ちょっと気になったのが評価指標を用いた評価とおっしゃっていたのですが、実際見学に行かなくて評価ができるのかなと思いました。報告書と紙だけでチェックして終わりにしてやる意味あるのかとならないようにするために見学に行くとすると、ケアマネジメント部会の方々のご負担にならないのかと気になりました。
事務局 (介護福祉課)	法律上は評価方法までは言及していません。事前に事業者から評価シートを提出いただき評価の場に来ていただいて説明を聞いた

	うえでご質問をしたり、施設の方とお話したうえで評価することを想定しています。 株式会社恵の件もあったので、評価方法については、ケアマネジメント部会の中で皆さんに相談していきたいと思います。
会 長	ありがとうございました。まだ具体的には1件も相談が上がっていないので少し時間をかけて、ケアマネジメント部会でもお話いただくといいのかなと思いました。
委 員	日中サービス支援型ですが、東郷町にある柏葉荘のようなものでしょうか。1階に地域活動支援センターがあって、2階がグループホームで、和合病院のサテライトになります。
会 長	日中サービス支援型グループホームは普通のグループホームですが、日中も職員が常駐するので日中もグループホームで過ごせるもので、他のグループホームとなんら変わらないものです。 施設の基準は他のグループホームとほぼ同じです。
委 員	入院とほぼ同じで、鍵がかかっていないだけの状態でしょうか。
会 長	そうです。鍵がかかって、ひょっとしたら鍵が差さっているかもしれない。だからそのようなことがないようになるべく外部の目を入れようというものです。
委 員	すぐそばに精神病院があっても、グループホームの現場は本当に混乱しています。利用者には魅力的ですが、働いている人にも魅力的なグループホームにならないと職員は長続きしないし、本当に魅力的な環境ではないと思いますがいかがですか。
会 長	すごく大事ことをおっしゃってくださっていて、魅力的な人材育成、人材の定着というのが障害者福祉計画の評価シートの中で挙げていることになります。 グループホームが地域にあると言っても、ただ地域にあるだけの小さな施設・病院のように、日中活動から帰ったらグループホームから出られないグループホームがあったり、病院ではなく地域にはいるけど実際の生活は自由を奪われて病院となんら変わらないグループホームもあったりして、国はそうならないように外部の目を入れたり、何とか評価できないかという試みをしている状況ではあります。 国は市区町村が実施することに限界があるのでこのような協議会におろしてきています。 気にしてらっしゃるようなグループホームは実はまだまだたくさんありまして、日進ではそうならないようにシステムを作っていくのは大事だということを話し合うのもこの協議会のあると思います。
委 員	グループホーム指定申請前のチェックはもちろん大事だと思います。

	ますが、そのチェックで何ら問題がなければ指定申請が通ってしまうので、継続的な評価が必要だと思いました。強度行動障害のような、日中外に行くことが難しい方が入居するケースが多いと考えると、強度行動障害の方への理解等の勉強をされていなければ、支援の質は保たれないと思うので、指定申請前のチェックだけでなく、その後の継続的な評価で質を確保していく体制作りも課題であると思いました。
会 長	ありがとうございました。
委 員	評価とあわせて、相談支援事業所のモニタリングが3ヶ月毎と書かれています。3ヶ月ごとのモニタリングが必須となると、相談支援専門員の負担もあると思います。併せて計画にも相談支援体制の充実とうたわれていると思いますが、ここも併せて考えていけるといいと思います。
会 長	ご意見ありがとうございます。
委 員	今グループホームという言葉が皆さんの立場によって広がり過ぎてしまっていてまとめにくいのではと感じています。 20年程前、グループホームは軽度の障害のある方が少ない支援者と一緒に生活をするという概念でしたが、子どもがお世話になっている法人の運営するグループホームには重度の方が入ってきています。 地域生活の中核的な役割を担うことが期待されると説明がありましたが、私の知識と繋がりません。 グループホームや施設は親のニーズがすごく高く、子供たちの将来を心配して作ってきたというイメージがあります。 日進市においてはどうかというまとめが要るのではないかと思います。日進ではあるないも含めて、今後どのような可能性があり、今どのようなニーズがあるか、そしてニーズに応えられる事業所はどこなのか、資金的なことも含めて。私達は自己資金と国県からの補助で作ってきたので、今日の説明が気高くて、本当にこのようなことが現実的にできるのだろうかと思いながら聞いておりました。
会 長	いくつか貴重なご意見をいただきましたので、次回の自立支援協議会で検討していくのがいいのかなと思います。相談についてもとても重要な視点だと思いますので、相談のあり方も含めて話をできればと思います。 ありがとうございました。 続きまして、議題（3）生活介護サービスについて事務局より説明をお願いします。
事務局	資料4を用いて説明

(地域福祉課)	
会 長	質疑・意見があればお願いします。
委 員	社会福祉協議会からも、今事務局から説明ありました中央福祉センターにおける事業に関して、補足説明をさせていただきます。 経理及び現状の説明の中で令和元年度時の説明をいただきました。 社会福祉協議会では平成 29 年度に第一次発展強化計画を、令和 5 年度に第二次発展強化計画を策定し、事業型から中間支援型へと転換していくための目標と方針を掲げております。 また現在の複雑で複合的な地域課題に向けて、先駆的、開拓的な活動を作り出していくために、持てる資源の選択と集中が必要であると考えております。 今回市が指定管理事業として中央福祉センターの施設機能と役割を見直し、改めて中央福祉センターが地域福祉の拠点として、機能充実のための検証結果であると受け止めておりますので皆様方のご理解とご協力の方よりしくお願いいたします。
会 長	このような状況でございますので、皆さま廃止ということでご承認いただけますでしょうか。
委 員	(承認)
会 長	ありがとうございます。 それでは、これで議事を終わりたいと思います。 続きまして、次第 6 「報告」に移ります。 報告（１）令和 5 年度障害者福祉センター事業実績について、報告（２）令和 6 年度障害者福祉センター事業計画について、この二つは関連しておりますので、一括して事務局よりお願いします。
事務局 (センター)	資料 5、6 を用いて説明
会 長	お時間の都合上、報告（３）日進市障害者自立支援協議会専門部会活動報告・今後の取組みについて各部会の部会長から説明をお願いした後に質問をお受けします。 それではケアマネジメント部会からお願いします。
部会長・ 事務局 (センター)	資料 7 を用いて説明
会 長	質疑・意見があればお願いします。
委 員	権利擁護部会が作成した避難所生活のためのサポートブックについてですが、避難所の方が危険だと思ふところとかあること、障害を持たれた方はパーテーション等で仕切られて個別部屋になるのでしょうか。

事務局 (地域福祉課)	一つ目の避難所が危険なところというのは、具体的にどこの避難所かを教えていただきたいです。
委 員	天白川沿いにある藤枝公民館だと思いますが、すぐ隣が川なので、避難すると余計怖いような気がします、目をつぶってくださいということでしょうか。 運営される方は、福祉関係に特化した方がいらっしゃるのでしょうか。 能登半島地震が起きて不安になったのでお聞きしたいです。
事務局 (地域福祉課)	まず、藤枝公民館は地域避難所の一つとして指定されている場所だと思いますが、おっしゃる通り天白川沿いにあります。今手元にハザードマップ上で色塗りがされているかわかりませんが、安全なところに避難していただくというのが大事だと思いますので、お近くの小学校・中学校等の安全なところに避難いただければと思います。 避難所が開設されると当然行政職員だけではなく、それぞれの地域の自主防災会の人等の協力を得ながら避難所を運営していただきます。 その運営される方が、障害のある方がみえたときに、こういった配慮をするといいかを障害の種別ごとに書かれており、例えば視覚障害の方であれば、文字で情報が書かれていても伝わらないので音声で伝えましょう、聴覚障害の方に対しては、音声でアナウンスするだけでは情報伝わらないので目に見える形で表示しましょう、どうしても落ち着かない方にはスペースを設けるなどの配慮をしましょうと、具体的な障害特性に応じて、どのような配慮したらよいか書かれており、避難所運営する方の参考になればという目的で作ったものです
会 長	避難所生活のためのサポートブックと併せてココロのガイドブックもできあがっているので、ぜひ委員の皆さんにもご案内できるといいと思いますので、ぜひ次回ご準備いただければと思います。 続きまして、報告（４）にしん障害者みらいプランについて事務局より説明をお願いします。
事務局 (地域福祉課)	資料８を用いて説明
会 長	質問等は次回までに見ておいていただいて、気になる点がありましたらご質問いただければと思います。 続きまして、「７ 尾張東部圏域地域アドバイザーからの情報提供について」尾張東部圏域地域アドバイザーより説明をお願いします。
地域アドバイザー	資料を用いて説明

ザー	
会 長	質疑・意見があればお願いします。
委 員	(質問なし)
会 長	報告を終わります。 続いて、次第8「その他」についてですが、事務局から何かありますか？
事務局 (センター)	3点お願いします。 1点目、「チャレンジド夏祭り」について、ご案内をいたします 委員さんのお手元に封筒にてチラシとご案内文をお配りしておりますが、今年度も9月7日土曜日に市民会館にて開催いたします。暑くなることが予想されますが、たくさんの方にお楽しみいただける企画を協力団体さんとともに企画しておりますので、ぜひご参加いただければと思います。 2点目、配布しております第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価にかかる意見シートにつきましては、後ほど委員の方にメールでも送付いたします。ご質問・ご意見がございましたら、お手数ではございますが、8月6日までに、障害者相談支援センター日岡宛てにメールにてご提出をお願いいたします。 3点目、次回の協議会は、少し先になりますが、10月29日(火)午後2時から中央福祉センターで予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。
会 長	以上でよろしいですね。 委員の皆さまには、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、事務局に進行をお返しします。
事務局 (センター)	会長ありがとうございました。 これで、第1回日進市障害者自立支援協議会を終了します。 本日は活発なご議論を頂き、ありがとうございました。